

## 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について ( Q & A )

障害者自立支援法は4月から施行されていますが、さまざまなご意見を踏まえ、新たに、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じることとしています。

利用者負担の更なる軽減

事業者に対する激変緩和措置

新法への移行等のための緊急的な経過措置

### (参考) 障害者自立支援法について

障害者自立支援法は、本年4月から一部施行され、10月から完全施行されたところです。本法律は、これまでの支援費制度の自己決定・自己選択の理念を継承しつつ、

障害者の方々が障害種別（身体、知的、精神）にかかわらずサービスを利用できるよう、利用者本位のサービス体系に再編するとともに、支給決定の仕組みを透明化・明確化する、

障害者が意欲と能力に応じて働くことができるよう、就労支援を抜本的に強化する、

サービス量の拡大に対応して、障害者自身も含めてみんなで制度を支え合う仕組みにする中で、国や地方自治体の費用負担の責任をルール化して財源を確保しつつ、サービスを計画的に充実する、  
など、障害者が地域で安心して暮らせるようにするための、総合的な自立支援システムを新たに構築する仕組みです。

## 1. 改善策の趣旨

Q1 法が施行されてから間もない時点でこれほど大きな対策が必要であるということは、法律自体を見直すべきということではないでしょうか？

1. 障害者自立支援法は、障害者の地域における生活や就労を支援するための体制を整備するものであり、障害者が地域で安心して暮らせるようにすることを旨とする法律です。こうした法律の趣旨・理念は多くの方に賛同をいただいております、この制度の定着を目指すことが重要だと思っております。

2. しかしながら、今回の改革が抜本的なものであることから、関係者には法の施行に当たって様々なご意見があることも事実です。このため、法の円滑な施行に万全を期すため、制度施行に当たっての激変緩和という観点から、もう一段の改善策を図ることとしたものです。

3. 今後とも、引き続き関係者の意見に真摯に耳を傾けながら、制度が円滑に施行されるよう取り組んでまいります。

### 【改善策の内容】

平成19年度、20年度当初予算対応額	<u>240億円</u>
利用者負担の更なる軽減	
平成18年度補正予算(案)計上額	<u>960億円</u>
事業者に対する激変緩和措置	(300億円)
新法への移行等のための緊急的な経過措置	(660億円)

、 を実施するため、都道府県に基金を造成

障害福祉サービスは、19年度予算案において、4,873億円と、前年比11.4%の増額を確保しています。

## 2 . 利用者負担の更なる軽減

Q 2 本年4月以降、1割負担が導入されていますが、負担が重すぎるのではないのでしょうか？

1 1割負担の導入に当たっては、所得の低い方にもご負担いただけるよう、所得に応じた月額負担上限の設定や個別の減免など、他の社会保障制度と比べてもきめ細やかな配慮措置を講じているところです。

(参考) 利用者負担を理由とする施設退所者は例外的な状況です。

2 一方で、現在の軽減措置には、在宅で暮らしている場合、軽減措置を受けている者が少ない障害児のいる世帯は若い世帯が多く、ご家庭の負担感が大きい授産施設などで働いている利用者について、「工賃より利用料が大きいのはおかしい」との指摘もあることから、現場の方々の様々な声を踏まえ、以下の更なる軽減策を講ずることとしました。

通所や在宅サービスを利用されている方について、1割負担の上限額を4分の1(現行は2分の1)まで軽減するほか、軽減の対象となる世帯を収入ベースで概ね600万円未満までに拡大する

さらに、現行の制度では、社会福祉法人による軽減措置として上限額の引下げが行われていますが、今回の措置では、社会福祉法人の利用者に限らず、NPO法人などすべての利用者を軽減措置の対象とします。

障害児のいる世帯については、に加えて、施設に入所している児童についても軽減の対象となる世帯を拡大する

施設に入所している方については、工賃引上げに対する意欲を更に高めるため、工賃が年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費等の負担が全くかからないよう、工賃控除を徹底する

現行の工賃控除は1割負担について認められていましたが、年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、食費等の負担もなくし、工賃全額が手元に残る仕組みとするものです。(この改善策は本年4月まで遡及して適用)

### 3. 事業者に対する激変緩和措置

Q3 事業者への報酬が日額化された結果、減収となり、事業を継続できなくなるのではないかと心配です。

- 1 本年4月から、事業者への報酬の支払い方法が、サービス利用の状況に関わらず一定額を「月単位」で支払う仕組みから、サービス利用の実績に応じて報酬を「日単位」で支払う仕組みに変更されました。こうした見直しに伴い、開所日数を増やすなどの取組により対応している施設もあります。
- 2 一方で、報酬が日払いとなった結果、通所事業者を中心に利用者が思うように伸びず減収が大きくなっているとの声や、本年10月の法の本格施行に伴い新たなサービスに挑戦するも新体系移行事業者には何らの保障もなく不安といった声がありました。
- 3 報酬額については、そもそも開所日数のほか利用率を加味することにより、一定程度利用がなくても必要な費用が賄われるように設定されていますが、この度、

旧体系において、従前報酬の80%保障を90%保障となるよう保障機能を強化するとともに、併せて旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置(90%保障)も新たに設ける

利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成する

など、事業者の方々に対する激変緩和措置を強化しました。こうした措置により、より安定的な事業運営が図られるものと思います。

日割り化に伴い減収となり、職員処遇などに悪影響が生じることがあっては問題です。このため、日割り化に伴う影響について、引き続き注視し、必要な対応を図っていきたいと思います。

#### 4．新法への移行等のための緊急的な経過措置

Q 4 新たなサービスに直ちには移行できない小規模作業所などに対し、経過的に支援を継続すべきではないですか？

- 1 小規模作業所などについては、新たな制度に直ちには移行できていない事業者も見られ、障害者の方々をはじめ施設の経営者及び地方自治体などから様々なご意見をいただいていたところです。
- 2 こうしたご意見に対応し、事業者の方々が事業を経過的に継続することを可能とする一方で、新体系への円滑な移行を促進するため、以下の「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を講じます。

新たなサービスに直ちに移行することが困難な小規模作業所などに対する経過的な支援として、

- ・ 従来行われていた補助制度（障害者団体を通じた110万円の補助）の廃止への激変緩和措置として、同水準（110万円）の補助を実施
- ・ 新法へ移行するための体制づくりや事業内容の充実を図るためのコンサルタント派遣事業の実施 等

グループホームなどの立ち上げ経費の助成、重度訪問介護事業の人員確保等を含めた体制の確保のための支援、既存施設が新法へ移行する場合の改修・設備の更新等

障害児とその親のための交流の場の設置や制度改正の周知徹底や制度改正の周知徹底のための広報啓発費

- 3 このための経費として、18年度補正予算（案）において、660億円を計上しており、都道府県に交付します（都道府県において基金を造成）。この基金を活用して、地方自治体において様々な事業が実施されることとなります。

## 5 . 障害程度区分判定の改善

Q5 障害程度区分については、知的障害、精神障害など、適切な判定が出ていないのではないのでしょうか？

- 1 障害程度区分は、支援サービスの必要度を示す6段階の区分です。区分の判定は、障害特性を反映できるよう、106項目の状態調査の結果を、コンピュータによる一次判定と、専門家の合議体による二次判定の二段階で判定する仕組みとしているところです。
- 2 こうした仕組みにより、知的障害や精神障害では、二次判定でより上位の区分に変更されるなど、全体的には障害者の障害特性を踏まえた判定が行われているものと考えています。
- 3 しかしながら、障害程度区分についても様々な御意見がありますので、制度をより改善していくことは当然必要なことであると思います。このため、今後、知的障害、精神障害を中心に、身体障害も含め、それぞれの障害特性をより反映した判定の仕組みとなるよう、コンピュータ判定の見直しを含む改善策を講じていきます。その際、まずは各関係者がどのような課題を認識しているかを十分にお伺いすることとしています。